

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 21 日

各務原市内介護保険サービス事業所

及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情を鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、厚生労働省から別紙のとおり改正の連絡がありましたので周知いたします。

記

1 添付文書等

介護保険最新情報 Vol.898

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情を鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp